
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.248 2020/11/5 (その2)

1 香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

11月5日、農林水産省は香川県下の採卵養鶏農場で家畜の伝染病である高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された旨発表した。同省は鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催し、感染拡大防止のための防疫措置を講じるとともに、関係省庁と連携して、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報提供に努めること等を決定した。また、わが国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザに感染した事例は報告されていないとしている。なお、今回の発生は国内の養鶏場では2018年1月以来2年10カ月ぶりの発生になる。

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201105.html>

食品安全委員会は、今回の発生を受けて、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えているとのこれまでの見解を改めて示した。その根拠として（1）鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染するためには、ヒトの細胞表面の受容体に結合しなければならないが、ヒトの受容体はヒト型であり、トリ型とは異なるとされていること、（2）鳥インフルエンザウイルスは酸に弱く、ヒトの体内で胃酸などの消化液により不活化されると考えていることを挙げている

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html